

令和3年10月18日

## 特定無線設備の放射測定における試験方法等に関する提案募集要項

### 1 はじめに

総務省では、令和2年度から周波数ひっ迫対策技術試験事務の一環として特定無線設備（いわゆる技適マークの表示対象となる無線設備）の放射測定における試験方法等に関する調査検討を実施しています。これは、空中線端子がない無線設備の急速な増加に伴う放射測定（OTA）による試験方法を用いた特性試験のニーズの高まりに対応するため、OTAに関する諸外国の動向を調査するとともに、従来の空中線端子接続による測定法との整合性が考慮され、かつ、実用性の高い効率的なOTA試験方法確立することを目的としており、令和3年度は一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（TELEC）が調査検討を請け負っています。

その中で、検討対象とする特定無線設備を選定するため、無線機器製造事業者その他特定無線設備の開発等にかかわる関係者から、提案を募集するものです。

### 2 特定無線設備の試験方法とは

特定無線設備の試験方法は、平成16年総務省告示第88号（特性試験の試験方法を定める件）に定められています。また、同告示第2項において、第1項で試験方法が定められていない無線設備の種別に関しては、臨時に登録証明機関が公表した試験方法を用いることができることになっています。これらの試験方法は、それぞれ次のURLで公表されています。

ア 平成16年総務省告示第88号

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/test/>

イ 臨時に登録証明機関が公表した試験方法（TELECの例）

<https://www.telec.or.jp/services/tech/exam.html>

※他の登録証明機関の試験方法の公表内容については、当該機関にお尋ねください。

現状、アが適用される特定無線設備は付表1及び付表2の「試験方法」欄に○印で、イが適用される特定無線設備は同欄に△印で示しています。

### 3 放射測定（OTA）とは

技術基準への適否を判断するため特定無線設備の特性を測定する方法とし

ては、空中線端子（測定のために一時的に仮設するものを含む）から出力される信号により測定することが一般的です。しかし、一部の特定無線設備の種別においては、「アンテナ一体型」の無線設備に対する測定方法と称して、空中線端子から出力される信号によらず、実際にアンテナから発射される電波を測定用アンテナにより受信し、測定器に接続して測定する方法が認められています。このように、実際にアンテナから発射される電波により測定を行う方法を、本調査検討では「放射測定（OTA）」と呼んでいます。

#### 4 提案募集の対象となる特定無線設備

本調査検討のため、次のような特定無線設備の放射測定による試験方法について提案を募集します。

- ア 2に示した試験方法においてOTA（アンテナ一体型の無線設備に対する測定方法）が規定されている特定無線設備の種別に関し、その方法を見直す提案
- イ 2に示した試験方法においてOTA（アンテナ一体型の無線設備に対する測定方法）が規定されていない特定無線設備の種別に関し、新たにOTAによる測定方法を追加する提案

現状、OTA（アンテナ一体型の無線設備に対する測定方法）が規定されている特定無線設備については、付表1及び付表2の「OTA試験方法の有無」欄に○印で示しています。

#### 5 提案方法

別添の提案票に必要事項を記載の上、次の提出先に電子メールで送付してください。

提出先（お問い合わせもこちらで承ります）：

TELEC 企画調査部

メール：[ota-research](mailto:ota-research@telec.or.jp) アットマーク [telec.or.jp](http://telec.or.jp)

（アットマークは@で置き換えてください。）

なお、ご提案を受領したときは、3営業日以内にその旨返信いたします。

#### 6 提案期限

令和3年11月18日（木）メール必着

## 7 提案の取扱いについて

- ・ご提案いただいた測定方法については、総務省と共有し、今後（次年度含む）の調査検討の参考とさせていただきます。また、調査検討の一環として開催する、有識者で構成する調査検討委員会での検討に付することがあります。
- ・ご提案内容に関し、提出者に個別に照会させていただくことがあります。

## 8 Q&A

Q1 提案内容は試験方法にどのように反映されますか。

A1 今回、TELEC が請け負っている調査検討の参考のため提案を募集するものです。いただいた提案内容は調査検討の成果報告書に収録して総務省に報告しますが、試験方法への反映は最終的に総務省のご判断となります。

Q2 現在どのような試験方法が認められていますか。

A2 「2 特定無線設備の試験方法とは」をご覧ください。

Q3 「2 特定無線設備の試験方法とは」に示された試験方法において既に OTA（アンテナ一体型の無線設備に対する測定方法）が規定され、その適用が可能な無線設備に関し、今回提案する必要はありますか。

A3 現行規定されている測定方法を見直す必要があるとお考えの場合はご提案ください。

Q4 技適未取得機器を用いた実験等の特例制度

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/exp-sp/index.htm>）による運用を希望します。今回提案する必要はありますか。

A4 技適未取得機器を用いた実験等の特例制度による運用に際しては特定無線設備としての試験を行いませんので、ご提案いただく必要はありません。

Q5 付表の「整理番号」はどのような目的で付されたものですか。

A5 本提案募集のため便宜的に付した番号であり、他の用途とは関係ありません。

- Q6 技適未取得機器を用いた実験等の特例制度の適用拡大を希望します。
- Q7 特定無線設備の OTA 以外の試験方法について見直しを希望します。
- Q8 特定無線設備以外の試験方法について見直しを希望します。
- Q9 現在技適マーク対象外の無線設備について、その対象の無線設備（特定無線設備）とすることを希望します。
- Q10 技術基準適合証明制度の見直しを希望します。
- Q11 無線設備の技術基準の追加や見直し・緩和を希望します。
- Q12 無線局免許・登録制度の見直しを希望します。
- Q13 現在日本での使用を認められていない無線設備について、使用できるようにしてほしい。
- A6~13 いずれも、今回、TELEC が総務省から請け負った検討事項に含まれていないため、必要があれば直接総務省にご要望ください。